

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日、
祭日、
当分の翌日)

目 次

◇告 示 字の区域の変更(二件)(地方課)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(農
村整備課)

土地改良法による換地処分(〃)

保安林の指定の解除予定(造林課)

◇選管告示 選挙管理委員会の招集

告 示

鳥取県告示第八百二十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、青谷町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつた

ので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、昭和六十二年十月十七日からその効力を生ずる。

昭和六十二年十月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する
字の名称

同上の区域(昭和六十二年六月一日現在の地番による。)

大字青谷字せん
お

大字青谷字せんおのうち一八四九の三、一八五〇次一、一八五〇の二、一八五〇の三、一八五二、一八五五の四から一八五五の四まで、一八五六の四から一八五六の四まで、一八五九、一八六〇の二、一八六一の二、一八六一の二、五四九一、五四九三の二から五四九三の三まで、五四九五の二、五四九五の二、五四九六の二、五四九七の二、五四九七の二、五四九八、五四九九の二、五四九九の二、五五〇〇から五五〇二までと一体をなす国有地の一部以外の区域

大字青谷字泊ケ
谷

大字青谷字泊ケ谷のうち二二二七、二二二七次一、五五三二の二と一体をなす国有地の一部以外の区域

大字青谷字ボラ
へ

大字青谷字ボラへのうち五五五〇の二の一部、五五五二の二の一部及び二二二二、二二二七、二二二八の二、五五四八の二、五五四八の二、五五四九の二、五五五〇の二、五五五〇の二、五五五二の二、五五五二の四、五五五三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域

大字青谷字中和
田谷

大字青谷字中和田谷のうち一三九二、一三九七から一三九九まで、一四〇〇の二、一四〇七、一四〇七の二、一四〇八、一四〇九、一四一五、一四一六、一四一八、一四三五、

鳥取県告示第八百二十九号

<p>一四三七の一、一四三七の三、一四六五、一四六七の二から一四六七の三まで、一四六八、一四六九と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字青谷字向和田谷のうち一四八〇の一、一四八一、一四八一の一、一四八一の二、一四八一の三、一四八二、五二八五の一から五二八五の四まで、五二八五の六、五二八五の三五、五二八五の四五、五二八五の五六、五二八五の六七、五二八五の八二、五二八五の八五、五二八五の八七と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字青谷字下姥ヶ谷のうち五二八二の一、五二八二の一四、五二八二の一七、五二八二の四四と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字青谷字上和田谷のうち一三四四、一三四六、一三四六次一、一三五〇、一三五一、一三五二の一、一三五二の二、一三五三、一三七八から一三八〇まで、一三八〇次一、五二八三の一、五二八三の一四と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字青谷字穴畑のうち一二七〇から一二七四まで、一二七八、一二九三次一、五二七八の一、五二七九の一、五二七九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>大字青谷字下和田谷一四九六の二、一四九八の一、一四九九、一五〇二、一五〇八、一五〇九、一五一九、一五二〇、一五二二の二から一五二二の三まで、一五四七、一五四七第一、一五四九、五二八七の一と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
---	---	--	--	---	---

<p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、若桜町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。</p> <p>この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による屋堂羅地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。</p> <p>昭和六十二年十月十六日</p> <p>鳥取県知事 西 尾 邑 次</p>	<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>大字屋堂羅字ダンジャクのうち一五二の一部以外の区域 大字屋堂羅字平尾二七五の一部、二七七の一部、二七七の一の一部、二七八、二七九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>	<p>大字屋堂羅字越前</p>	<p>大字屋堂羅字恩田のうち二五〇の一部、二五二、二五三の一部、二五五の一の一部、二六一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二六〇、二六一、二六三、二六六と一体をなす国有地の一部以外の区域 大字屋堂羅字平尾三〇四と一体をなす国有地の一部 大字屋堂羅字高岸三二五の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
--	--------------------	---	-----------------	--

鳥取県告示第八百三十号

大字屋堂羅字平尾	大字屋堂羅字ダンジャク一五二の一部 大字屋堂羅字恩田二六一の一部及び二六〇、二六一、二六三、二六六と一体をなす国有地の一部 大字屋堂羅字平尾のうち二七五の一部、二七七の一部、二七七の一の一部、二七八、二七九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三〇四と一体をなす国有地の一部以外の区域
大字屋堂羅字高岸	大字屋堂羅字恩田二五〇の一部、二五二、二五三の一部、二五五の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字屋堂羅字高岸のうち三二五の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域
大字屋堂羅字流田	大字屋堂羅字流田三三七、三三八の一の一部、三三八の二、三三八の三、三三九、三五〇及びこれらと一体をなす国有地
大字屋堂羅字流田	大字屋堂羅字流田のうち三三七、三三八の一の一部、三三八の二、三三八の三、三三九、三五〇及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大字屋堂羅字ナツワクチ	大字屋堂羅字越前二四四の二及びこれと一体をなす国有地 大字屋堂羅字ナツワクチの全域
大字屋堂羅字八斗代	大字屋堂羅字八斗代のうち四〇八の二の一部、四〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字屋堂羅字大畑ケ	大字屋堂羅字八斗代四〇八の二の一部、四〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 大字屋堂羅字大畑ケの全域

日野郡日南町生山五八三弓場友義ほか一人の者が共同（田ノ原地区土地改良事業共同施行）して行う土地改良事業に係る田ノ原地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十二年十月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十二年十月十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町御場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、若桜町が行う土地改良事業に係る屋堂羅地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和六十二年十月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百三十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十二年十月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市富海字野目利谷一・二〇の二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第九十五号

昭和六十二年第十一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和六十二年十月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 面 谷 規 夫

一 日時 昭和六十二年十月十九日(月)午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会委員室

三 議題 市町村選挙啓発担当者研修会について

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百円(送料を含む)】